

第11回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番新野勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏

5番 勝見 和彦、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第17号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第18号 現況地目の認定について

第 6 報告第19号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 7 議第 52号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議第 53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 9 議第 54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第10 議第 55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議第 56号 農用地利用集積計画に対する決定について

第12 議第 57号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

第13 議第 58号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について

第14 議第 59号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第11回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届のあった委員は、議席6番市川博幸委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席2番後藤満良委員、議席3番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第17号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

1ページをご覧ください。報告第17号、令和2年12月1日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、11月申し出件数5件、田24, 125㎡、個人への調整決定件数5件、田24, 125㎡、所有権移転合計5件、田24, 125㎡、利用権の設定について、11月申し出件数1件、田4, 247㎡、利用権設定合計1件となります。以上の内容について、農用地利用集積計画に対する決定についての際に詳細について報告させていただきますが、2ページをご覧ください。所有権移転についてあっせん会議においては、1番から5番について記載の内容で決定となりましたが、2番については、同意が得られなかったため取り下げとなります。以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第18号、現況地目の認定についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

7ページをご覧ください。報告第18号、現況地目の認定申請の結果報告について、申請件数は1件です。

8ページをご覧ください。申請人●●、大字時田字他屋971、現在の地目が田で、現況地目を畑に変更するもので面積が197㎡。もう1筆、大字時田字他屋973、現在の地目が田、現況地目を畑に変更するもので面積が191㎡です。申請理由として、農地の水路が使えないため、水がかからず田としての活用できないための申請です。これを受けて12月17日に市川委員、船山委員と事務局で現地を確認しました。確認の結果、申請のとおりであり農業委員会からの確認書を申請者へ送付しました。町産業振興課、町共済細目書担当者と土地改良区との協議は済んでおり、農業委員会からの確認書をもって申請者が法務局で地目の変更手続きを行うこととなります。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第19号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

9ページをご覧ください。報告第19号、令和2年度第2回川西町人・農地プラン検討会報告、開催日時、令和2年11月18日水曜日、午後1時30分から午後2時30分、場所については、川西町中央公民館視聴覚室において開催しました。検討結果については以下のとおりとなりますが、第2回の人・農地プラン検討会においては、4番大塚南方地区及び5番の大塚北方地区について検討を行いました。いずれも人・農地プランとして妥当であるとの決定をいただきました。なお、現状川西町においては16の人・農地プランあり、現在実質化を進めていますが、令和2年度中の実質化は、小松地区、犬川地区、大塚北方地区、高山地区については、今までの検討会において実質化されているとの承認をいただいています。残りのプランについては、現在話を進めており、その結果はいただいております。第3回の検討会において実質化なるということで進めています。坂町プランについては、堀金プランに編入することとなり、最終的には15プランが実質化される方向で動いています。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議題52号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、番号21番から番号25番は議席10番本職に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。
(異議なし)

それでは、議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席いたします。

始めに、番号21番から25番について審議を行うので、議席10番本職は退席となり、議長は会議規則第6条第2項により会長代理が行うこととなります。

それでは、議席9番新野勝廣会長代理に議長交代いたします。交代の間、暫時休憩とします。

(大沼藤一議長退席)

(新野勝廣議長着席)

議長 新野 勝廣

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

始めに番号21番から25番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第52号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は63件です。14ページをご覧ください。21番から25番まで賃借人については●●、付記についてはすべて貸し直しですので読み上げは省略させていただきます。21番●●、大字西大塚字北大巻一121、田945㎡、平成28年2月1日から5年間、10a借賃●●円、22番●●、大字西大塚字田貝三743-1、田3,064㎡、平成18年5月29日から5年間、10a借賃●●円、23番●●、大字西大塚字堀合409、田1,130㎡、計田6筆13,841㎡、令和元年6月1日から6年間、10a借賃●●円、24番●●、大字西大塚字堀合586、田1,338㎡、令和元年5月1日から5年間、10a借賃●●円、25番●●、大字大塚字千谷西1855、田5,157㎡、平成28年6月1日から10年間、10a借賃●●円、以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。番号21番から25番の件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

大沼藤一会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため、議長を交代します。交代の間暫時休憩とします。

(新野勝廣議長自席に移動)

(大沼藤一議長着席)

議長 大沼 藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、決定いただきました、番号21番から25番を除いた各案件について、事務局の説明を求め

ます。なお、番号26番以降は、農事組合法人みなみ方への農地集積に関する解約案件38件です。コロナ対策による審議時間短縮のため、説明を簡素化させ貸貸人・賃借人の氏名のみの説明とさせていただきますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(賛成)

主事 玉田絵里子

10ページをご覧ください。1番●●、●●、大字上小松字鍛冶田922、田3、110㎡、平成28年11月1日から6年間、10a借賃●●円解約後貸し直しするものです。2番●●、●●、大字上小松字赤屋敷512、田922㎡のうち13.36㎡、計田2筆1、607.12㎡、平成30年5月1日から10年間、10a借賃●●円、国道287号線事業用地として用地提供のためとなります。3番●●、●●、大字大塚字林崎南638、田528㎡、平成25年6月1日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。4番●●、●●、大字西大塚字薬師東2374-1、田2、299㎡、令和元年12月26日から5年間、10a借賃●●円、解約後、転用するものです。5番●●、●●、大字黒川字本屋敷一848-1、畑2、330㎡、平成4年9月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。以下14番まで付記についてはすべて貸し直しとなりますので省略させていただきます。6番●●、●●、大字堀金字熊野堂1233-3、田2、448㎡、計田3筆7、440㎡、平成28年5月1日から5年間、10a借賃●●円、7番●●、●●、大字堀金字田中1678、田1、378㎡、平成28年3月1日から5年間、10a借賃●●円、8番●●、●●、大字堀金字樋ノ口602-1、田3、167㎡、計田2筆5、238㎡、平成23年3月1日から10年間、10a借賃●●円、9番●●、●●、大字上小松字雇2644、田1、318㎡、計田2筆5、238㎡、平成24年11月26日から5年間、10a借賃●●円、10番●●、●●、大字下奥田字毘沙門堂882、田955㎡、平成27年2月25日から10年間、10a借賃●●円、11番●●、●●、大字下奥田字八幡堂474、田4、726㎡、計田3筆7、689㎡、平成23年11月25日から5年間、10a借賃●●円、12番●●、●●、大字下奥田字毘沙門堂890-1、田2、031㎡、平成23年11月25日から5年間、10a借賃●●円、13番●●、●●、大字下奥田字八幡堂712、田4、810㎡、平成26年12月25日から3年間、10a借賃●●円、14番●●、●●、有限会社はながさ農園代表取締役山岸憲一、大字下奥田字穴澤平3548-53、田287㎡計田11筆5、059㎡、畑6筆3、670㎡、平成13年5月25日から10年間、10a借賃●●円、15番●●、●●、大字朴沢字鳥ノ木沢326-1、田1、306㎡、長面360、畑429㎡、平成6年11月28日から10年間、10a借賃田●●円、畑●●円、解約後、自作するものです。16番●●、●●、大字玉庭字中里2299-1、田2、762㎡、計田4筆13、690㎡、平成27年3月27日から3年間、10a借賃●●円、17番●●、●●、大字玉庭字横道3761、田2、795㎡、計田2筆6、851㎡、令和2年5月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。18番●●、●●、大字玉庭字熊野沢2804、田79㎡、計田11筆12、371㎡、畑4筆433㎡、令和2年3月1日から5年間、10a借賃田●●円、畑●●円、解約後、貸し直しするものです。19番●●、●●、大字玉庭字中里2291、田1、048㎡、昭和61年1月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。20番●●、●●、大字洲島字事堀3202、畑244㎡、計畑2筆260㎡、平成16年9月27日から3年間、10a借賃●●

円、解約後、自作するものです。15ページをご覧ください。これ以降みなみ方法人の契約の変更で、貸し直しになるもので、付記については省略させていただきます。26番●●、●●、27番●●、●●、28番●●、●●、29番●●、●●、30番●●、●●、31番●●、●●、32番●●、●●、33番●●、●●、34番●●、●●、35番●●、●●、36番●●、●●、37番●●、●●、38番●●、●●、39番●●、●●、40番●●、●●、41番●●、●●、42番●●、●●、43番●●、●●、44番●●、●●、45番●●、●●、46番●●、●●、47番●●、●●、48番●●、●●、49番●●、●●、50番●●、●●、51番●●、●●、52番●●、●●、53番●●、●●、54番●●、●●、55番●●、●●、56番●●、●●、57番●●、●●、58番●●、●●、59番●●、●●、60番●●、●●、61番●●、●●、62番●●、●●、63番●●、●●、以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございませんか、無いようでありますのでお諮りいたします。番号21番から25番を除く案件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件を受理することに決定いたします。

日程第8、議題53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

24ページをご覧ください。議第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●(持分2分の1)、●●(持分2分の1)、●●、大字尾長島字大田野一3646-1、田186㎡、計田2筆602㎡、贈与、受贈です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番について、12月24日に推進委員の小形委員が現地調査を行っています。今回の申請

は、贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りします。本件の中で、番号6番及び7番は、議席1番、鈴木秀男委員が代表を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、当該案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席1番鈴木秀男委員については、当該案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは初めに、番号6番及び7番の件について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は15件です。26ページをご覧ください。6番●●、株式会社マイスター代表取締役、鈴木秀男、大字大塚宇林崎南639、田528㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。7番●●、株式会社マイスター代表取締役、鈴木秀男、大字大塚宇林崎南638、田528㎡、貸し直し、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号6番及び7番の件について、本職より報告いたします。

番号6番及び7番について、12月16日推進員平田委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われまます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当と判断します。7番についても同様です。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号6番及び7番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に、決定いただきました番号6番及び7番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

25ページをご覧ください。1番●●、●●、大字西大塚字原の前2539-1、田1,907㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以下6番まで付記については同じですので省略します。2番●●、●●、大字西大塚字原の前2540、田1,028㎡、3番●●、●●、大字西大塚字原の前2541、田2,700㎡、4番●●、●●、大字大塚字林崎南632-1、田5,368㎡のうち3,350㎡、5番●●、●●、大字大塚字谷地南729-1、田5,415㎡、計田2筆6,446㎡、27ページをご覧ください。8番●●、●●、大字堀金字田中1616-3、田7,752㎡、計田6筆18,357㎡、畑1筆1,067㎡、貸し直し、経営規模拡大です。以下13番まで付記については同じですので省略します。9番●●、●●、大字堀金字田中1710-1、田1,744㎡、10番●●、●●、大字堀金字熊野堂1233-3、田2,448㎡、計田3筆7,440㎡、11番●●、●●、大字堀金字田中1678、田1,378㎡、12番●●、●●、大字上奥田字神明前649、田503㎡、計田8筆11,718㎡、13番●●、●●、大字上奥田字北原野4077-1、田267㎡、計田10筆14,461㎡、14番●●、●●、大字上奥田字孫身沢3807-1、田15,682㎡、離農、経営規模拡大です。15番●●、●●、大字洲島字唐屋敷7122、田5,186㎡、計田3筆10,098㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番から5番の件について本職より報告いたします。また、番号8番から11番までを議席1番鈴木秀男委員より、番号12番から14番までを議席4番佐々木一宏委員より、番号15番を議席9番新野勝廣委員より報告願います。番号1番から3番について、12月14日齊藤修一委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。1番から3番まで同じ借賃です。番号4番について、12月16日推進委員平田委員が現地調査を行っています。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。次に番号5番について、12月16日推進委員平田委員が現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

委員 鈴木 秀男

8番から11番まで報告します。8番について、12月11日齋藤推進員が現地調査を行っています。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円、畑●●円は妥当だと判断します。番号9番について、同じく齋藤推進委員が同日確認をしています。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。続いて10番、11番について、借り人は同じですので一括して報告します。12月11日齋藤推進委員が確認しています。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

委員 佐々木 一宏

12番と13番については、賃借人も内容も同一ですので、一括して報告します。12月14日推進員後藤委員と私が現地調査を行いました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円、●●円は妥当だと判断します。番号14番について、12月14日に推進委員後藤委員と私で現地調査を行いました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

委員 新野 勝廣

番号15番について、12月20日推進委員内山委員が現地調査を行っています。今回の申請は

経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響もないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。番号6番及び7番を除いた各案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件を許可することに決定いたします。

日程第10、議題55号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

30ページをご覧ください。議題55号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。譲渡人●●、譲受人●●、大字上小松字大光院前5642-1、田521㎡、計田2筆1,018㎡です。使用目的は、駐車場及び園庭で、申請地を譲り受、自身が役員として経営する保育園の職員駐車場、園庭として使用するものです。別添資料No.1で補足説明させていただきます。3ページの部分が今回の申請地で、農地区分は第3種農地であります。土地利用計画図については、5ページのとおりで、自身が役員として経営する保育園の職員駐車場、台数は14台分の計画です。また、園庭として利用するもので、事業費は●●万円です。資金については、預金残高により確認しており、白川土地改良区からの転用の同意も得ております。雨水については、地下浸透、造成については30cmの盛り土を行い、法面も芝張りにより保護を行います。以上から、許可基準に沿った申請内容です。以上です。

議長 大沼藤一

次に、現地調査等の結果について、議席7番船山マサエ委員より報告願います。

委員 船山 マサエ

番号1番について、12月17日に市川委員と私そして、事務局で現地調査を行いました。申請の土地は、上小松地内にある第3種農地の田であります。本申請は、申請人が役員として経営する保育園の駐車場、園庭として利用するための申請です。盛り土による造成を行うが、芝張りで法面の保護

を行い周辺農地への影響もなく、申請内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

委員 鈴木秀男

参考まで、事業費は分かりますが、売買価格はいくらでしょうか。

議長 大沼藤一

売買価格はどうですか。

主任 竹田 智弘

土地取得費として、●●万円です。

議長 大沼 藤一

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第56号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

31ページをご覧ください。議第56号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。32ページをご覧ください。所有権移転各筆明細、番号、所有権を設定する者、場所、所有権の移転を受ける者、10a対価の順で読み上げます。8205番、●●、田2, 375㎡、●●、10a●●円、離農です。8206番●●、計田2筆6, 107㎡、●●、10a対価●●円、離農です。8207番●●、計田6筆11, 115㎡、●●、10a対価●●円、離農です。8208番●●、田706㎡、●●、10a対価●●円、離農です。33ページをご覧ください。利用権設定各筆明細で、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順に読み上げます。8209番●●、計田3筆4, 247㎡、●●、●●円の5年間、以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で

す。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第12、議題57号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。なお、農地中間管理事業に関する議案については、地区毎に行うこととしておりますが、この度は大塚地区のみの案件となりますので、一括して審議を行います。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8192番は、本職に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番本職については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8192番について審議を行うので、本職は退席となり、議長は会議規則第6条第2項により、会長代理が行うこととなります。

それでは、議席9番新野勝廣会長代理に議長交代となります。交代の間、暫時休憩とします。

(大沼藤一議長退席)

(新野勝廣議長着席)

議長 新野 勝廣

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

初めに整理番号8192番の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

34ページになります。議題57号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名。43ページをご覧ください。番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考順に読み上げます。中間管理事業ですので、利用権の設定を受ける者はすべて、やまがた農業支援センターとなりますので省略します。また、備考についても中間管理機構に対する貸付ですので10年

間、予定者についても、農事組合法人みなみ方で全案件共通ですので省略します。番号8192番
●●、計田20筆23, 964㎡、10a借賃●●円です。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8192番の件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

大沼藤一会長の復席を求めます。

大沼藤一会長復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩とします。

(新野勝廣議長自席に移動)

(大沼藤一議長着席)

議長 大沼 藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、整理番号8192番を除く案件についての審議に入ります。事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

35ページをご覧ください。8167番●●、計田10筆20, 682㎡、10a借賃●●円です。8168番
●●、計田6筆9, 557㎡、堀合598から八幡八514-2までが●●円、他3筆が●●円です。8169
番●●、計田2筆4, 792㎡、●●円。36ページをご覧ください。8170番●●、田1, 338㎡、●●
円。8171番●●、計田21筆22, 398㎡、八幡七502-1と船橋4740が●●円、他が●●円です。
37ページをご覧ください。8172番●●、計田5筆7, 968㎡、●●円。8173番●●、計田12筆13,
513㎡、●●円。8174番●●、計田4筆4, 344㎡、●●円。38ページをご覧ください。8175番●
●、田3, 130㎡、●●円。8176番●●、計田2筆1, 994㎡、無償。8177番●●、計田14筆13,
967㎡、●●円。39ページをご覧ください。8178番●●、田2, 010㎡、●●円。8179●●、計田
5筆2, 742㎡、●●円。8180番●●、計田10筆18, 624㎡、●●円。40ページをご覧ください。
8181番●●、田3, 064㎡、●●円。8182番●●、計田3筆3, 531. 22㎡、●●円。8183番●
●、計田8筆18, 919㎡、●●円。8184番●●、田2, 872㎡、●●円。41ページをご覧ください。
8185番●●、計田14筆14, 392. 27㎡、●●円。8186番●●、田1, 375㎡、●●円。8187番
●●、計田6筆13, 841㎡、●●円。続いて42ページです。8188番●●、計田3筆2, 151㎡、●
●円。8189番●●、計田9筆11, 413㎡、●●円。8190番●●、計田3筆2, 961㎡、●●円。8
191番●●、田945㎡、●●円。続いて43ページです。8193番●●、計田6筆9, 653㎡、●●
円。44ページです。8194番●●、計田17筆25, 158㎡、●●円。8195番●●、計田7筆4, 804.

15㎡、●●円。45ページです。8196番●●、計田14筆19,395㎡、●●円。8197番●●、計田6筆9,933㎡、八幡九530-7が●●円、その他5筆は●●円となります。8198番●●、計田4筆1,650㎡、●●円。46ページです。8199番●●、計田13筆7,732.02㎡、●●円。8200番●●、計田6筆7,276㎡、●●円。8201番●●他1名、計田3筆1,695㎡、●●円です。47ページです。8202番●●、計田2筆2,560㎡、●●円。8203番●●、計田26筆37,636㎡、八幡六223-1から大荒田763-3までが●●円、元宿五243から●●円です。48ページです。8204番●●、計田26筆26,490.71㎡、●●円。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8192番を除く案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第13、議題58号農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 高橋 光好

議題58号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地である旨の決定を求める。令和2年12月25日、川西町農業委員会会長名。8月26日、28日の二日間で実施した農地パトロールの結果、荒廃農地、Bに判定された農地93筆について、非農地の決定をお願いするものです。詳細は49ページ、1番●●から54ページ、93番●●までになりますが、件数が多いため個別の読み上げは省略させていただきます。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件につて農地法第2条第1項の農地の該当しない非農地と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、非農地と決定いたします。

日程第14、議題59号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 高橋 光好

議題59号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。令和2年12月25日提出、川西町農業委員会会長名です。

議長 大沼 藤一

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に資料の説明をお願いします。

産業振興課主査 高橋 陽一

56ページをご覧ください。農業振興地域整備計画変更理由書で説明いたします。今回提案の内容については、川西町総合戦略リーディングプロジェクトに位置づけられています、置賜総合病院周辺の土地利用、メディカルタウン構想に伴う開発、そのほかの開発案件です。川西町の今後のまちづくりの方向性に沿った事業計画であること、また緊急性が求められる事業であることから、今回の土地利用計画の変更を行うものです。2番から変更の内容を説明いたします。農用地区域除外で総面積が53,579.32㎡です。内訳として、田が52,553.90㎡、畑が1,025.42㎡です。57ページをご覧ください。3番農用地区域除外の内訳の説明をいたします。補足資料も併せてご覧ください。なお、住所、地番、申請人、事由の順に読み上げます。1番大字西大塚字薬師東2373-1他1筆、申請人は東京都千代田区2番町8番地1、株式会社セブンイレブンジャパン代表取締役永松文彦、事由についてはコンビニエンスストアの建築です。2番大字西大塚字横道1342-1他2筆、申請人は川西町大字上小松1011●●、事由は集合住宅の建築です。3番大字西大塚字松森前2282-1他1筆、申請人、長井市今泉2945-4株式会社キュアドリーム代表取締役鳥谷亮一、重機置場の整備です。4番大字西大塚横道1343-15他1筆、川西町大字大塚1420有限会社オキコウ代表取締役佐藤貞吉、住宅の建築です。5番大字西大塚横道1333他9筆、山形市緑町一丁目9番30号、山形県住宅供給公社理事長若松正俊、メディカルタウン定住促進住宅地の整備です。6番大字西大塚字安海檀1395-11他26筆、山形市白山2丁目2番2号ダイワハウス工業株式会社山形支店支店長大久敬一、メディカルタウン商業施設、診療所、保育施設、住宅施設の建設です。7番大字西大塚字安海檀1624-1他3筆、川西町大字上小松1567番地、川西町長原田俊二、メディカルタウン公共施設の整備です。8番大字西大塚字因幡1309-9、所有者が川西町大字西大塚2127、●●です。メディカルタウン整備に伴い、農用地区域に含める土地に非該当ということで、除外するものです。除外する具体的理由の欄に農地法第10条3項と記載していますが、農振法の誤りでした。よろしく申し上げます。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

これもちまして、第11回川西町農業委員会総会を閉会いたします。